

郵便局指定通知書

右の通知書は、所在地が沖縄県以外の特別徴収義務者が、ゆうちょ銀行及び郵便局を利用し納入する場合には限られます。

特別徴収税額の納入について沖縄県外に所在するゆうちょ銀行及び郵便局を利用する場合は、右の「郵便局指定通知書」に最寄りのゆうちょ銀行及び郵便局名、特別徴収義務者名とその所在地を記入して、そのゆうちょ銀行及び郵便局に提出して下さい。

令和 年 月 日

郵便局長 殿

沖縄県 本部町長 平良 武康



郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税・県民税特別徴収税の納入取扱局に指定しましたので通知します。

(特別徴収義務者)

所在地 _____
名 称 _____

~~~~記~~~~

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 口座番号   | 01700-2-961328         |
| 加入者の名称 | 沖縄県本部町会計管理者            |
| 取りまとめ局 | 福岡貯金事務センター (〒812-8794) |